

# 終の棲家「介護付きホーム」の活用に関する提言書

平成 29 年 5 月 30 日  
終の棲家「介護付きホーム」  
を考える議員懇話会  
会長 鴨下 一郎

平成 30 年度、介護報酬と診療報酬の同時改定の大きな節目の年を迎える。

介護保険については、1 人当たり保険料が平均 5,000 円を越え、制度発足時の 2 倍以上の 10 兆円にも達する事業量になる中で、今後も公的な介護保険施設中心に要介護者を支え続けられれば、現役世代の負担が過重となるおそれがある。

そのような中、民間の「介護付きホーム」（特定施設入居者生活介護事業所）が、すでに 20 数万人の入居者を受け入れ、活躍していることに注目したい。

地域包括ケアシステムの中で、自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまで、まさに「終の棲家」の機能を果たしている。

「介護付きホーム」は、2000 年の介護保険導入時から「混合介護」の概念を取り入れ、住まいについては「自己負担」、介護については「介護保険」の“ハイブリッド”のビジネスモデルで展開している。また、介護付きホームは、介護保険財政にとって、介護施設の中で最も経済的な仕組みである。国としての負担が増え続ける介護の中で、1 つのソリューションを示しており、今後の介護保険全体の中で、極めて重要なセクターである。

しかしながら、介護付きホームは、平成 27 年度介護報酬改定により経営状況が悪化するとともに、処遇を改善してもなお介護人材の確保には困難を極めている。

については、介護付きホームが今後も地域の高齢者を支えられるよう、以下のような介護付きホームの支援策につき、政府における適切な対応を求める。

## 記

### 1. 地域包括ケアシステムの中の位置付け

介護付きホームは、「終の棲家」としての効率性・専門性が高いサービスであるが、建設費補助金をつけている特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等と比較して、国・地方の地域包括ケアシステム構築に向けた計画における位置付けは弱い。

国・地方において介護付きホームの役割や整備計画を明確にし、地域包括ケアシステムにおける重要なセクターであることを明らかにすること。

### 2. 介護報酬改定について

#### (1) 介護報酬基本単位の維持・向上

介護付きホームには、特別養護老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と異なり、補助金、税制上の優遇措置、公的融資、家賃・食費等に対する補助（補足給付）などは一切なく、公的負担は介護サービスに対する介護報酬のみである。

この介護報酬は介護サービスの対価であり、これを元に職員に対する給与を支払い、教育研修等を行っている。今後も介護付きホームが質の高いケアを継続するためには、介護報酬の維持・向上が必要である。

介護付きホームが、自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまでの総合的な機能が発揮できるよう、軽度者から重度者までの介護報酬の基本単位の維持・向上を図ること。

## (2) 職員の処遇改善について

今後、急速に高齢者数が増加する大都市部において、介護人材の確保は困難を極めている。介護付きホーム事業者による、創意工夫を生かした職員の処遇改善が進むよう、介護職員処遇改善加算を介護報酬の基本単位の盛り込むことを検討すること。

## (3) 質の高い介護付きホームの評価

特別養護老人ホームには、その機能を果たしている優れた事業所を評価する「日常生活継続支援加算」が存在する。介護付きホームにおいても、自立支援、看取り等の機能に応じた、質の高い事業所を評価する加算制度を検討すること。

# 3. その他

## (1) 税制について

介護付きホームの多くは、事業主体とは別の所有者からの「サブリース」の形式で展開されている。今後も介護付きホームの整備やその家賃の低廉化が進むよう、ホーム所有者の固定資産税や不動産取得税の減免について検討すること。

## (2) 医療との連携について

介護付きホームにおいては、在宅療養支援診療所等と連携し、退院先からの受入れや、薬剤処方適正化、看取りに取り組んでいる。平成30年度同時改定において、介護付きホームにおける医療との連携が進むよう、診療報酬・介護報酬の両面からの評価を検討すること。

## (3) 総量規制の緩和

現在、多くの地方自治体において、介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームの整備が進められている一方、介護付きホームは総量規制が行われている。

建設費補助金や介護保険、そして税収面においても、公的負担が軽減される介護付きホームの整備が進むよう、地方自治体に対し介護保険事業計画に介護付きホームの整備量を位置付けることを指導すること。

具体的には、都道府県および市町村が介護保険事業（支援）計画の策定の指針となる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働大臣告示）において、介護付きホームの活用を位置付けること。

(以 上)

## 終の棲家「介護付きホーム」を考える議員懇話会

会 長	鴨下 一郎	衆議院議員
副 会 長	田村 憲久	衆議院議員
副 会 長	平沢 勝栄	衆議院議員
事務局長	平 将明	衆議院議員
幹 事	西村 康稔	衆議院議員
幹 事	赤澤 亮正	衆議院議員
幹 事	越智 隆雄	衆議院議員
幹 事	木原 誠二	衆議院議員
幹 事	関 芳弘	衆議院議員
幹 事	小倉 将信	衆議院議員
幹 事	小田原 潔	衆議院議員
幹 事	門山 宏哲	衆議院議員
幹 事	佐々木 紀	衆議院議員
幹 事	辻 清人	衆議院議員
幹 事	福山 守	衆議院議員
幹 事	宮崎 政久	衆議院議員
幹 事	村井 英樹	衆議院議員
幹 事	八木 哲也	衆議院議員
幹 事	山下 貴司	衆議院議員
幹 事	山田 美樹	衆議院議員
幹 事	木村 弥生	衆議院議員
幹 事	前川 恵	衆議院議員
幹 事	中川 雅治	参議院議員